

よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度要綱

制 定 建住政第 1000 号 令和 5 年 7 月 26 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、2050 年までの脱炭素社会の実現に向けて、最高レベルの断熱性能（等級 6、7）や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」（以下「健康・省エネ住宅」という。）の普及を図るため、健康・省エネ住宅の設計又は施工に関する業務に一定の知見及び技術を有する事業者を登録（以下「登録」という。）、公表することについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。
 - (2) 建築施工管理技士 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条第 1 項に規定する技術検定のうち建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）（別表）（四）に掲げる資格区分欄 120 項の一級建築施工管理技士、又は同 221 項の二級建築施工管理技士（建築）に合格した者をいう。
 - (3) 建築士事務所 建築士法第 23 条の 3 第 1 項に規定する都道府県知事の登録を受けている建築士事務所をいう。
 - (4) 建築工事業者 建設業法第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可のうち建築工事業の許可を受けている建設業者をいう。
 - (5) 断熱等級 6 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項に規定する評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 の 5 の 5-1(3)（い）欄の等級 6 相当として、（は）欄に掲げる外皮平均熱貫流率が $0.46 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下である住宅をいう。
 - (6) 気密性能 建物の内外を隔てる外周部分（外皮）又は建物の部位で内外を隔てる部分の密閉性の程度を意味し、日本産業規格 A2201（送風機による住宅等の気密性能試験方法）：2017 で規定されている方法により測定された、相当隙間面積（C 値）をいう。
 - (7) 健康・省エネ住宅 躯体の高断熱・高气密化（断熱等級 6 以上及び気密性能（ $C \text{ 値} = 1.0 \text{ cm}^3/\text{m}^2$ 以下（改修にあつては $C \text{ 値} = 2.0 \text{ cm}^3/\text{m}^2$ 以下））、高効率設備及び再生可能エネルギーの導入により、エネルギー収支をマイナスにすることを目指した住宅
 - (8) 健康・省エネ住宅業務 健康・省エネ住宅に関する業務であつて、設計又は施工や市民からの相談対応に関する業務
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築士法、建設業法その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

(技術講習及び考査)

第3条 市長は、建築士又は建築施工管理技士が健康・省エネ住宅業務を行う上で必要な一定以上の知識を習得することを目的として、健康・省エネ住宅に求められる断熱性能及び気密性能を確保するための講習会（以下「技術講習会」という。）を指定するものとする。

2 前項で指定する技術講習会は、受講した建築士又は建築施工管理技士が健康・省エネ住宅業務を行う上で必要な一定以上の知識を有するか否か判定するための考査（以下「技術考査」という。）を実施するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 技術考査は、健康・省エネ住宅の断熱性能及び気密性能を確保するための設計及び施工等に関する事項について行うものとする。

4 技術考査は、原則として年1回以上実施するものとする。

5 技術講習会の運営を担う者は、技術考査の受験者のうち一定以上の点数を獲得した者を合格とし、受験者に対して合格又は不合格の結果を通知するものとする。

(合格者名簿の作成)

第4条 市長は、前条において指定した技術講習会において技術考査に合格した者（以下「考査合格者」という。）を登載した名簿（以下「考査合格者名簿」という。）を作成し、これを保存しておくものとする。

2 考査合格者名簿への登載の有効期間は、登載の日から5年が経過する日の属する年度末までとする。

(考査合格者名簿からの削除)

第5条 市長は、前条第1項の規定により考査合格者名簿に登載した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、考査合格者名簿から削除するものとする。

(1) 不正な手段により技術考査を受験し、又はこれに得点していたとき。

(2) 自ら考査合格者名簿登載削除申出書（第2号様式）により考査合格者名簿からの削除を申し出たとき。

2 市長は、前項第2号の規定により考査合格者を考査合格者名簿から削除したときは、当該考査合格者に対してその旨を考査合格者名簿登載削除通知書（様式第3号）にて通知するものとする。

(登録事業者の責務)

第6条 第9条第1項又は第2項の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

(1) 健康・省エネ住宅業務を良心的かつ誠実に行うこと。

(2) 健康・省エネ住宅に関する講習会等に積極的に参加し、知識や技術力の向上を図ること。

(3) 住宅の脱炭素化に関する市の施策に協力すること。

(4) 市が登録事業者に対して行う調査又は報告の請求に協力すること。

(登録要件)

第7条 市長は、次の各号に掲げる要件を満たし、登録の申請のあった建築士事務所を、健康・省

エネ住宅の設計に関して一定の知見及び技術を有する事業者として登録することができる。

- (1) 考查合格者名簿に登載されている建築士（以下「登録設計技術者」という。）を雇用していること。
 - (2) 健康・省エネ住宅の設計業務にあたっては、登録設計技術者が当該設計に直接又は統括する立場で従事すること。
 - (3) 建築士事務所であって現に建築士法第 26 条第 2 項に基づく事務所の戒告、若しくは閉鎖の処分を受けていないこと。
 - (4) 前条に規定する登録事業者の責務を遵守することを宣誓していること。
- 2 市長は、次の各号に掲げる要件を満たし、登録の申請のあった建築工事業者について、健康・省エネ住宅の施工に関して一定の知見及び技術を有する事業者として登録することができる。
- (1) 考查合格者名簿に登載されている建築士又は建築施工管理技士（以下「登録施工技術者」という。）を雇用していること。
 - (2) 健康・省エネ住宅の施工業務にあたっては、登録施工技術者が当該施工に直接又は総括する立場で指導又は監督を行うこと。
 - (3) 建築工事業者であって現に建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項に基づく営業の停止の処分を受けていないこと。
 - (4) 前条に規定する登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓していること。

（登録の申請）

第 8 条 前条第 1 項の登録（その更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする建築士事務所の代表者又は前条第 2 項の登録（その更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする建築工事業者の代表者は、申請書（様式第 1 号）に同項第 1 号に掲げる要件を満たすことを証する書類を添えて、市長に提出するものとする。

（登録及び公表）

第 9 条 市長は、前条の規定による申請について第 7 条第 1 項各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、事業者登録名簿に登録し、次の各号に掲げる事項を市のホームページへの掲載その他適切な方法により公表（以下「事業者公表」という。）するものとする。

- (1) 事業者の名称、所在地、電話番号及びホームページ URL
 - (2) 建築士事務所の種別及び登録番号
 - (3) 建築士事務所に勤務する登録設計技術者の氏名
 - (4) 新築又は改修の業務範囲
- 2 市長は、前条の規定による申請について第 7 条第 2 項各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、事業者登録名簿に登録し、次の各号に掲げる事項を事業者公表するものとする。
- (1) 事業者の名称、所在地、電話番号及びホームページ URL
 - (2) 建設業許可番号
 - (3) 建築工事業者勤務する登録施工技術者の氏名
 - (1) 新築又は改修の業務範囲
- 3 市長は、前 2 項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を事業者公表することができる。

- (1) 健康・省エネ住宅の設計又は施工実績の有無
 - (2) 健康・省エネ住宅の技術力向上に資する講習会の受講実績
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 4 登録事業者は、前項第1号及び第2号に掲げる事項について、市に報告し、事業者公表を求めることができる。
- 5 事業者登録名簿への登録の有効期間は、登録の日から5年間とする。

(実績報告)

第10条 市長は、健康・省エネ住宅の普及の促進及び市民への公表等のため、登録事業者に対して、必要な範囲で健康・省エネ住宅業務についての実績の報告を求めることができる。

(変更の届出)

第11条 登録事業者の代表者は、第7条、第9条第1項又は同条第2項に掲げる事項に変更があったときは、事業者登録変更届書（様式第4号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに事業者登録名簿及び事業者公表の内容を修正するものとする。

(登録の抹消)

第12条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録名簿からその登録を抹消し、事業者公表を取りやめるものとする。

- (1) 建築士事務所又は建築工事業者でなくなったとき。
- (2) 第7条に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、同条第1項第3号中、「事務所の戒告、若しくは閉鎖の処分を受けていないこと」とあるのは、「事務所の閉鎖の処分を受けていないこと」とする。
- (3) 不正な手段により登録を受けていたと市長が認めたとき。
- (4) 前条第1項の規定による変更の届出を、当該変更が生じてから相当の期間を経ても行わなかったとき。
- (5) 更新の手続が行われずに登録の有効期間が満了したとき。
- (6) 登録事業者自ら事業者登録抹消申出書（様式第5号）にて登録抹消を届け出たとき。
- (7) 正当な理由がなく第10条に規定する実績報告を行わなかったとき。
- (8) その他重大な法令違反や事故等により登録を継続することが適当ではないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該抹消に係る登録事業者に対してその旨を事業者登録抹消通知書（様式第6号）にて通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、登録及び公表に関し必要な事項は、建築局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録申請書

年 月 日

横浜市長

申請者
 （法人にあつては、名称及び代表者名）
 電話番号

よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度要綱第8条の規定により建築士事務所又は建築工事業者として登録を申請します。

【1 事業者の名称等】		登録番号（更新の場合のみ）	
名称	名称 代表者氏名		
所在地等	郵便番号 住 所 電話番号 電子メールアドレス @ ホームページURL		
業務の範囲	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改修		
登録区分	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 施工		

【2 建築士事務所の登録情報】				
建築士事務所 の登録	区分（一級・二級・木造）建築士事務所 登録番号（ ）登録年月日			
処分の有無	<input type="checkbox"/> 建築士法に基づく事務所の戒告、若しくは閉鎖の期間に該当しません。			
実績	断熱等級6以上の設計実績（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）			
雇用する 審査合格者	氏名	審査合格者番号	所有資格	資格登録番号
<input type="checkbox"/> 上記の技術者が、健康・省エネ住宅の設計業務にあたっては、登録設計技術者が当該設計に直接又は統括する立場で従事します。				

【3 建築工事業者の登録情報】				
建築工事業者の 建設業の許可	区分（一般・特定）建設業許可（大臣・知事） 番号（ ）許可年月日			
処分の有無	<input type="checkbox"/> 建設業法による営業停止の期間に該当しません。			
実績	断熱等級6以上の施工実績（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） 気密性能C値1.0以下の施工実績（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）			
雇用する 審査合格者	氏名	審査合格者番号	所有資格	資格登録番号
<input type="checkbox"/> 上記の技術者が、健康・省エネ住宅の施工業務にあたっては、当該施工に直接又は総括する立場で指導又は監督をします。				

【4 誓約事項等】

よこはま健康・省エネ住宅登録事業者として、次の事項を遵守することを誓います。

なお、宣誓内容に反する行為を行った場合には、登録の抹消、事業者名及び技術者氏名の公表が行われても、異議を唱えません。

- 〈1〉 健康・省エネ住宅業務を良心的かつ誠実に行います。
- 〈2〉 健康・省エネ住宅に関する講習会等に積極的に参加し、知識や技術力の向上に努めます。
- 〈3〉 住宅の脱炭素化に関する横浜市の施策に協力します。
- 〈4〉 市が登録事業者に対して行う調査又は報告の請求に協力します。

事業者の登録情報を、市民に対して情報提供をすることを承諾します。

よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度要綱を遵守します。

(添付書類)

- (1) 審査合格技術者の建築士免許証の写し（施工事業者登録の場合で、建築施工管理技士にあつては合格証明書の写し）
- (2) 建築士事務所登録証明書の写し（建築士事務所登録の場合）
- (3) 建設業許可証明書の写し（施工事業者登録の場合）

<記入上の注意事項>

- ・ () 内は該当するものを選択すること。
- ・ チェック欄には、レ点でチェック を記入すること。
- ・ 2及び3は該当するものを記載すること。
- ・ 2の審査合格技術者の所有資格の欄は、一級建築士、二級建築士、木造建築士のいずれか一つを記載すること。
- ・ 3の審査合格技術者の所有資格の欄は、一級建築士、二級建築士、木造建築士、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士のいずれか一つを記載すること。
- ・ 行が不足する場合には適宜追加すること。

様式第2号（第5条関係）

よこはま健康・省エネ住宅 審査合格者名簿登載削除申出書

年 月 日

横浜市長

申出者
電話番号

よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度要綱第5条の規定に基づき、審査合格者名簿の登載の削除を下記のとおり申し出ます。

削除を行う審査合格者名簿に登載した者

審査合格者番号	氏名

行が不足する場合には適宜行を追加し記載すること。

様式第3号（第5条関係）

よこはま健康・省エネ住宅 考查合格者名簿登載削除通知書

申請者名

第 年 月 日 号

横浜市長

よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度要綱第5条の規定に基づき、考查合格者名簿に登載した者の作除の申し出について、下記のとおり削除しましたので通知します。

考查合格者番号	氏名	削除年月日

行が不足する場合には適宜行を追加し記載すること。

様式第4号（第11条関係）

よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録 変更届書

年 月 日

横浜市長

申請者

（法人にあつては、名称及び代表者名）

電話番号

よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度要綱第11条の規定に基づき、登録事項に変更を下記のとおり届け出ます。

変更に係る事項	変更年月日	変 更 前	変 更 後

様式第5号（第12条関係）

よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録抹消申出書

年 月 日

横浜市長

申出者
(法人、名称及び代表者名)
電話番号

よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり事業者の登録抹消を申し出ます。

抹消を行う事業者

登録番号	事業者名

様式第6号（第12条関係）

よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録抹消通知書

申請者名

第 年 月 日 号

横浜市長

よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度要綱第12条の規定に基づき、事業者登録の抹消の申し出について、下記のとおり抹消しましたので通知します。

登録番号	事業者名	抹消年月日